

# 宝塚市社会福祉協議会 平成31年度すみれの花基金事業 募集要項

## □すみれの花基金とは

すみれの花基金事業は、地域福祉の推進を目的として、宝塚市名誉市民・元宝塚歌劇団名誉理事、春日野八千代様のご遺族より、ご本人の遺志に基づき宝塚市社会福祉協議会に寄贈された10,000,000円の寄付を原資とする助成事業です。

## 1. 助成目的

宝塚市の地域福祉を推進するために特色のある事業を実施しようとするグループ・組織・団体等に対し、助成を行います。

## 2. 助成対象活動

### (1) 子ども・子育て支援分野への助成

子ども・子育て支援等の課題解決を視野に入れ、子どもが大人へ成長する過程で必要な学習や経験・体験の場づくりに係る初期費用や必要な設備、備品の購入等に係る費用に助成します。

### (2) 就労が困難な方の社会参加の場づくりへの助成

引きこもりがち、心身の障害等により、就労に何らかの困難や不安を抱える人が、社会とのつながりを保ち、その社会参加を支える場づくりに係る初期費用や必要な設備、備品の購入等に係る費用に助成します。

### (3) 高齢者による社会貢献活動への助成

高齢社会の中で積み上げた経験や活力を生かして、公的制度では対応できない分野において、生活課題の解決に向けた活動の立ち上げにかかる初期費用や必要な設備、備品の購入等に係る費用に助成します。

### (4) 孤立しがちな人と共に行う地域づくり活動への助成

生活困窮やひきこもり、心身の障害などにより、地域社会との繋がりや機会を得られない方々も含め、地域の中で共に役割を持って行う具体的活動にかかる初期費用や必要な設備、備品の購入等に係る費用に助成します。

### 3, 助成対象団体

宝塚市あるいは宝塚市を含む圏域において福祉活動を行う団体等

- 対象となる団体例 : 地域活動団体、福祉関連団体、市民活動団体、公益法人等
- 対象外となる団体例 : 個人、株式会社等の営利法人、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる団体等、活動が政治、宗教、思想などの目的に偏る団体等

### 4, 助成金額

1件50万円(上限)

※自己資金を含め50万円以上の事業規模が必要です。

※審査の結果、申請金額を減額査定して助成額を決定する場合があります。

### 5, 助成事業対象期間

平成31年4月～平成32年3月に実施する事業

### 6, 選考方法

申請書類によるプレゼンテーションにより、本基金の運営委員会において、下記の選考基準にもとづき選考します。

#### 【選考基準】

- (1) 先駆的・開拓的な事業内容で、地域福祉の推進に波及効果が期待されるもの
- (2) 地域に密着し、日常的な人のつながりが生まれる活動であること
- (3) 必要性の高い事業で、活動の継続性があること
- (4) 他の組織、他の地域に広がりが見込める活動であること
- (5) 明確な企画(目的、内容、助成金使途等)であること

### 7, 助成金交付の対象経費について

<助成金交付の対象となる経費>

- ・新たに事業の実施を目的として団体等を設立しようとする場合の初期経費
- ・講師等に係る謝金(外部から招聘した講師等への謝礼金)
- ・旅費
- ・印刷製本費(パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費)
- ・消耗品および材料購入費
- ・通信運搬費(電話、郵送料等)
- ・保険料
- ・賃借料(会議室等賃借料、リース及びレンタル料)
- ・備品購入費(助成総額の2割以内とする)
- ・その他、本基金の運営委員会が認める経費

<助成金交付の対象とならない経費>

- ・ 経常的に発生する運営費（人件費、賃借料、光熱水費等）
- ・ 飲食費
- ・ 自団体が支払い先となるような支出
- ・ 申請事業に直接的に関連のないテレビ・ビデオカメラ・デジタルカメラ、パソコン、プリンター、プロジェクター等の電子機器類の購入経費
- ・ その他、本基金の運営委員会が総合的に判断して、助成にふさわしくないと認められる用途

## 8, 選考結果の通知

申込団体全ての代表者様宛てに書面にて通知します。

## 9, 助成金交付

平成31年2月末

## 10, 事業実施報告書の提出

事業完了日より換算して30日経過するまでに下記の報告書を提出していただくことが必要です。

- (1) 助成金報告書
- (2) 助成金使途報告書（領収書等のコピー添付）
- (3) 実施状況がわかる資料（印刷物、写真等）

なお助成事業の効果を高めることを目的として、事業の成果について広報紙・ホームページに掲載するための原稿作成（いずれも年1回）や、研修会・学習会・イベント等での事業報告（年1回）をご予定ください。

## 11, 助成金の使途変更

申請した支出項目間の流用は、助成総額の20%を超える使途変更については、事前に変更届を提出し、運営委員会の承認を得る必要があります。

## 12, 助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合があります。

- ・ 申請内容に虚偽があると判明したとき
- ・ 助成金を助成対象経費以外に使用したとき
- ・ 余剰金が生じたとき
- ・ 助成対象期間以外の時期に、助成金を活用したとき
- ・ 正当な理由なしに、事業実施報告書を提出されないとき

### 13. 応募受付期間

平成30年11月1日（木）～平成31年1月15日（火） 必着

### 14. 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、添付書類と併せて裏面宛先へ持参又は送付して下さい。組織が未整備で添付書類が存在しない場合は、応募書類にその旨記入し、提出して下さい。プレゼンテーションの日程は別途お知らせいたします。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

また、申込書は宝塚市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

提出書類	(1) 申込書	1部
	(2) 会則、規約等	1部
	(3) 会員名簿	1部
	(4) 振込口座の通帳コピー（表紙及び1ページ目）	1部
	(5) 費用の根拠となるもの（見積書（2社以上）・カタログ・図面等）	1部

### 15. 注意事項

- (1) 応募に際して提出いただいた書類は返却できません。
- (2) 採否の理由や選考結果に関わる問い合わせには、応じられません。
- (3) 申込は1団体1件に限ります。
- (4) 申込書等に記載されている個人情報、本基金の選考に関わる業務のみに使用し、それ以外には使用しません。

### 16. 申込書の提出先・問い合わせ先

〒665-0825	宝塚市安倉西2丁目1番1号		
	宝塚市社会福祉協議会 企画課		
TEL	0797-86-5000	FAX	0797-86-5069